

空き家活用支援事業補助金をご活用ください

空き家の活用を促進するために、市内の空き家を改修して、住宅や事業所、地域交流拠点として10年以上活用しようとする方を対象に、改修費および移転費を補助します。

■補助要件

○申請者の要件

空き家を改修して、住宅、事業所または地域交流拠点のいずれかの用途で、10年以上活用しようとする方。ただし、下記に該当する方を除きます。



- 用途を重複して補助金の交付を受けようとする方
- 国、県または市から、他に補助金等（耐震診断または耐震改修の実施のための補助金等を除く）を受ける方
- 不動産の売買または賃貸を主たる業とする方
- 市税等の滞納がある方 など

○対象物件の要件

- 市内の住宅で、西脇市空き家バンクに登録があるもの、または下記の要件を全て満たすもの。
- おおむね6ヵ月以上居住していないこと
 - 現に別荘等として使用していないこと
 - 同一敷地内にある別の家屋に居住していないこと
 - 賃貸または売却用物件として継続的に管理されていないこと

○対象外となる物件

- 土砂災害特別警戒区域内にあるもの
- 各種法令に適合していないもの
- 平成30年2月28日(水)までに実績報告を行う見込みのないもの

■補助額

予算の範囲内で右図のとおり補助金を交付します。

■補助額・上限額一覧

空き家の区分	住宅・事業所			地域交流拠点	
市街化区域以外に所在するもの	○改修費				
	補助率	若年世帯または子育て世帯(※)の住宅利用の場合 改修費の3/4	左記以外 改修費の2/3	改修費の3/4 (上限500万円)	
	※上限額				
	改修費	若年世帯または子育て世帯(※)の住宅利用の場合	左記以外		
300万円以上 200万円未満	225万円	200万円			
200万円以上 100万円未満	168万円	150万円			
100万円以上 200万円未満	112万円	100万円			
○移転費 上限10万円					
市街化区域内に所在するもの	○改修費				
	補助率	若年世帯または子育て世帯(※)の住宅利用の場合 改修費の2/3 (上限200万円)	左記以外 改修費の1/2 (上限150万円)	改修費の1/2 (上限500万円)	
	○移転費 上限10万円				

※若年世帯…交付申請時に夫婦の年齢の合計が80歳未満である世帯
※子育て世帯…交付申請時に子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方）または妊婦がいる世帯

■補助金の申請方法

改修をする前に、交付申請書、実施計画書、事業費内訳書、平面図、外観および改修予定箇所の写真等を提出してください。
様式は市ホームページからダウンロードできます。

■申込み・問合せ 次世代創生課(市役所内線397)

西脇市で初めて 黒田庄地区・比延地区で 地域自治協議会を設立

■問合せ まちづくり課（市役所内線522）

(上) 比延地区自治協議会設立総会 (下) 黒田庄まちづくり協議会設立総会▶



人口減少時代を迎えて

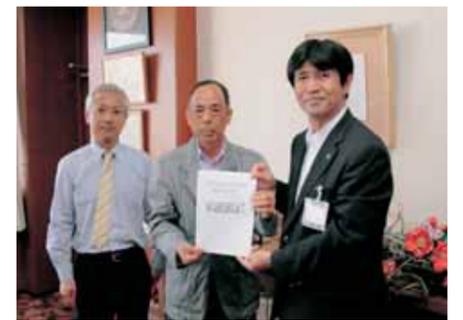
西脇市のまちづくりは、市民の皆さんや地域の各種団体、NPO法人（特定非営利活動法人）、事業者など、多くの方によって支えられています。全国的に人口減少や少子高齢化が進んでいますが、西脇市の2040年の人口は約32,000人になり、現在からおよそ1万人が減ると予想されています。

このまま人口減少や少子高齢化が進むと、地域活動の担い手が減り、現在の活動を続けることが困難になると予想されます。そのような中で、今後想定される地域の課題を解決するための仕組みが、「地域自治協議会」です。

比延地区では、平成25年度に策定された「比延地区まちづくり計画」に沿ってさまざまなまちづくり活動を行っています。平成28年度には、地区内の各種団体の代表者などで構成する会議を開催し、自治組織のあり方について検討を重ねました。

また、黒田庄地区では、平成28年度に地区のさまざまな

各地区で、地区の未来の姿を思い描きながら話し合う中で、メンバーからは、「10年先や30年先の地区の姿を考えたときに、今私たちができることをしておかなければ、子どもたちや孫たちがきつと困るだろう」といった意見が出され、地域自治協議会の設立について合意されました。



▲比延地区自治協議会が設置届出書を提出

弾道ミサイル落下時の行動について

弾道ミサイルは、発射からわずか10分も経たないうちに到達する可能性があります。ミサイルが日本に落下する可能性があるときは、国が緊急情報を瞬時に伝える「Jアラート」を活用して、防災行政無線で特別なサイレン音とメッセージを流します。

○メッセージが流れたら…

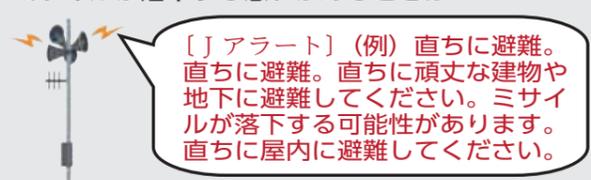
- ①速やかな避難行動
- ②正確かつ迅速な情報収集



また、Jアラートによる緊急速報メールやエリアメールにより緊急情報をお知らせしますので、指示に従って落ち着いて行動してください。

■問合せ 防災安全課（市役所内線336）

ミサイルが落下する恐れがあるときは…



メッセージが流れたら
落ち着いて、直ちに行動してください。

- 屋外にいる場合** できる限り頑丈な建物や地下に避難する。
- 建物が無い場合** 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
- 屋内にいる場合** 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

- 屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。
- 屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。



▲黒田庄まちづくり協議会が設置届出書を提出

市長へ協議会設置届出書を提出

5月24日(水)に黒田庄地区で「黒田庄まちづくり協議会」の設立総会が、26日(金)に比延地区で「比延地区自治協議会」の設立総会が開催され、西脇市初となる地域自治協議会が誕生しました。

29日(月)に比延地区自治協議会の藤井琢己会長らが、30日(火)に黒田庄まちづくり協議会の長谷川俊雄会長らが片山市長を訪ね、西脇市自治基本条例に定められた地域自治協議会の設置届出書を提出されました。

地域自治協議会は、地域の皆さんが地域に必要なことを考え、互いに協力して地区の計画に基づいてまちづくりに取り組む自治組織です。

一般的に、まちづくり団体や区長会、地域住民、地域団体（老人会、女性会、民生・児童委員会、子ども会、PTA、消防団、青年団、自主防災組織、商店会など）、企業、NPO法人などで構成されます。西脇市自治基本条例では、一定のまとまりのある地域で一つに限り地域自治協議会を設置することができるよう定めています。全国の494市町村に1,680団体（平成28年3月現在・総務省調べ）の地域運営組織があります。

市は地域の課題解決と望ましい将来像の実現に向けて、地域自治協議会の設立・運営を支援します。協議会は地域の安全・安心、福祉、環境などについて話し合い、課題解決に向けて計画に沿ったまちづくりに取り組みます。

